

掛川市告示第24号

掛川市生きがい活動支援等事業実施要綱（平成17年掛川市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

掛川市長 松井三郎

目次中「第2節 生活管理指導員派遣事業（第9条―第12条）」を「第2節 削除」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第9条から第12条まで 削除

第25条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第26条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第2中

「

生活管理指導員派遣事業	社会福祉法人掛川市社会福祉協議会
生活管理指導短期宿泊事業	社会福祉法人掛川社会福祉事業会 社会福祉法人天竜厚生会 小笠老人ホーム施設組合

」

を

「

生活管理指導短期宿泊事業	社会福祉法人掛川社会福祉事業会 社会福祉法人天竜厚生会 社会福祉法人大東福祉会
--------------	---

」

に改める。

様式第1号中





を

決 定 事 業	1 生きがい活動支援通所事業																							
	2 生活管理指導短期宿泊事業 利用期間            年 月 日から            年 月 日まで																							
	3 配食サービス事業																							
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th></tr></thead><tbody><tr><th>昼</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>夕</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		月	火	水	木	金	土	日	昼								夕						
	月	火	水	木	金	土	日																	
昼																								
夕																								

に改める。

様式第6号中

事 業 名	1 生きがい活動支援通所事業 2 生活管理指導員派遣事業 3 生活管理指導短期宿泊事業 4 配食サービス事業
-------	---

を

事 業 名	1 生きがい活動支援通所事業 2 生活管理指導短期宿泊事業 3 配食サービス事業
-------	--

に改める。

様式第8号（その1）及び様式第8号（その2）を次のように改める。

様式第8号 削除

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。